

1 されているところであり、人の尊厳ある生き方を支えるという観点に立って、
 2 医療界と法曹界とを交えた真剣な国民的議論が行われることが望まれる。

3 4-3 かかりつけ医等の役割

6 ○ かかりつけ医について、国民が身近な地域で日常的な医療を受けたり、あ
 7 るいは健康の相談等ができる医師として、その普及・定着を図る必要がある。
 8 かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師についても、それぞれの役割が果たせ
 9 るように、その普及・定着を図る必要がある。

10 ○ 主要な事業ごとの医療連携体制を構築し、地域において実際に連携がなさ
 11 れるためには、かかりつけ医が、患者の病状に応じて適切な医療機関を紹介
 12 することをはじめ、常に患者を支える立場に立って重要な役割を担うこと、
 13 また、診療時間外においても患者の病態に応じて患者又はその家族と連絡が
 14 とれるようにするなど適切に対応すること、が求められる。

15 ○ 患者の視点に立って、どのようなかかりつけ医の役割が期待されるか、ま
 16 た、その機能を発揮するために、サポート体制を含め何が必要か等、各地域
 17 での医療連携が適切に行われるよう、かかりつけ医のあり方について、引き
 18 続き検討していく必要がある。

20 ~~4-3~~ 4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

22 (1) 地域医療支援病院

24 ○ 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提
 25 供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを 医療法に 規定す
 26 る。(再掲) ~~【医療法】~~

27 ○ 地域医療支援病院の開設者から毎年提出される業務報告について、都道府
 28 県知事が公表する仕組みを新設する。 ~~【医療法】~~

29 地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等におい
 30 て、 改善を指導してもなお要件を満たさない場合には 法に従い承認の取消し
 31 を行う等、各都道府県において、制度の趣旨に沿った ~~厳格な~~ 運用が行われる
 32 よう促す。 ~~【医療法に基づく運用通知】~~

33 ○ 医療連携体制の構築との関係や地域医療支援病院に本来求められる機能や
 34 承認要件のあり方等、地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題について、
 35 医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める。